

## 船舶インシデント調査報告書

令和6年2月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和4年8月25日 20時30分ごろ
発生場所	大分県津久見市沖無垢島東方沖 保戸島港二目東防波堤灯台から真方位345° 3.1海里付近 （概位 北緯33° 09.6′ 東経131° 59.6′）
インシデントの概要	遊漁船海伸丸は、揚錨作業中、アンカーロープがプロペラに絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年9月20日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 海伸丸、2.9トン OT3-36585（漁船登録番号）、個人所有 第294-15926号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m、波向 南、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客4人を乗せ、沖無垢島東方沖の釣り場において、船首部から錨を投下し錨泊して遊漁を行っていた。 船長は、釣果が得られなかったため、別の釣り場に移動することとし、抜錨しようと主機を前進にかけたところ、錨索がプロペラに絡まり運航不能となった。 船長は、海上保安庁に通報して救助を要請し、本船は、来援した巡視艇にえい航されて臼杵港に入港した。 船長は、岩場に掛かっていた錨を外そうとふだんの抜錨時よりも本船を前進させたので、本船が錨索の上を通過し、錨索とプロペラとの距離が接近したのかも知れないと本インシデント後に思った。
分析	本船は、釣り場を移動しようと抜錨する際、船長が、岩場に掛かっていた錨を外そうとふだんの抜錨時よりも本船を前進させたことから、錨索がプロペラに絡まり、運航不能になったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、釣り場を移動しようと抜錨する際、船長が、岩場に掛かっていた錨を外そうとふだんよりも本船を前進させたため、錨索がプロペラに絡まったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 船長は、揚錨中は原則としてプロペラを回転させないこと。ただし、風等の状況から主機を使用する場合は、プロペラが錨索に接近しないよう自船の動きを制御すること。